

青森県報

号外第八十一号の二

平成十八年
九月十五日
(金曜日)

目 次

告 示

青森県立美術館に係る使用料の徴収事務の委託…………… (観光企画課) …… 一

告 示

青森県告示第七百二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、縄文と現代展実行委員会に対し、平成十八年九月十五日から同年十二月十日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭